

# 令和5年度（2023年）分の確定申告

2023(R5)年分の**所得税等の確定申告は2024(R6)年2月16日(金)～3月15日(金)**の期間で受付が行われます。

今年度は大きな改正はありませんが、それでも一部の納税者に大きく影響する内容と様式の変更等がありますので、当該部分をご紹介します。



## 主要な変更点

### 1. 国外に居住する親族の扶養控除

従来は16歳以上の国外居住親族に扶養控除を適用するには、親族関係書類と送金関係書類を確認できれば可能でした。2023(R5)年1月から**扶養控除適用の条件が厳しくなり**、30歳～70歳については、**・留学 ・障害者 ・38万円以上の送金事実** の何れかの条件に該当する場合に、扶養控除を適用することが出来ることとなります。

### 2. 財産債務調書等に関する改正

従来は①各種所得金額の合計が2,000万円超(退職所得を除く)、②12月31日時点の財産が、合計3億円以上または1億円以上の有価証券等を有する場合に、財産債務調書を提出する義務がありました。

今回から上記の他に、**③12月31日時点の財産が10億円以上の方も提出する義務**があります。この場合、①の所得2000万円超の条件がなくとも、財産が10億円の基準に達しているだけで提出する義務が生じますのでご注意ください。

### 3. 所得税と住民税の上場株式等の配当・譲渡所得の課税方式が統一されます

上場株式等の配当・譲渡所得について所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択できましたが、公平性を考慮して2023(R5)年分より申告書用紙から「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が削除されました。これにより、**所得税と住民税で課税方式が統一**されることになりました。

### 4. 大口株主等の定義の改正


上場株式の株主のうち、**総合課税の対象となる「大口株主等」の定義が見直**されました。従来の個人保有分に加えて、資産管理会社など同族会社保有分と合算して発行済株式総数の3%以上を保有する個人が、「大口株主等」と判定されます。2023(R5)年10月1日以後に支払いを受ける配当等から適用されていますので、配当等を受けた時期に留意して対応する必要があります。

## その他の変更

### ・青色申告決算書(一般用)の様式変更

青色申告決算書(一般用)に「**売上(収入)金額の明細**」・「**仕入金額の明細**」が追加されました。得意先・購入先の各上位4取引先の名称、住所、取引金額を記載し、併せてインボイス制度における当該取引先の「登録番号(法人番号)」を、**把握できている場合に記載**します。なお、「登録番号(法人番号)」を記載した場合、名称、住所の記載は省略可能になります。

### ・申告書等用紙の送付が取り止めになっています

2023(R5)年5月以降、社会全体の効率化と行政コストの削減のため「**申告書等用紙**」の送付は行われていません。紙の申告書等の要旨が必要な場合は国税庁のホームページからダウンロードして印刷ができます(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/index.htm>)。 

## @ 2月の予定

2/13・1月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

2/29・12月決算法人の確定申告

・3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所

